

施行規則 改正（案）

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則

平成 23 年 10 月 28 日

規則第 54 号

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則を次のように定める。

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例（平成 23 年和歌山県条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

（特に著しい破損、腐食等が生じている状態）

第 3 条 条例第 3 条第 1 項第 1 号の規則で定める程度は、長期間適切な維持保全がされていないことにより、建築物等の基本的機能が喪失した状態として、屋根又は外壁（いずれも道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されることのない部分及び開口部を除く。）の 10 分の 1 以上が損壊に至った状態とする。

（適用を除外する建築物等）

第 4 条 条例第 3 条第 2 項第 7 号の規則で定める建築物等は、和歌山県景観条例（平成 20 年和歌山県条例第 21 号）第 10 条第 1 項の規定により和歌山県景観資源として登録された建築物等とする。

（景観支障状態の建築物等からの距離）

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める距離は、70 メートルとする。

（周辺住民等から除外する者）

第 6 条 条例第 4 条第 1 項のその他規則で定める者は、国及び地方公共団体とする。

（景観支障除去措置の要請）

第 7 条 条例第 4 条第 1 項の規定による要請は、景観支障除去措置に係る要請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- （1） 条例第 4 条第 1 項の規定による要請を同条第 2 項の規定に基づき共同で行う場合にあつては、要請者一覧表（居住者）（別記第 2 号様式）及び要請者一覧表（居住者以外の土地の所有権又は借地権を有する者）（別記第 3 号様式）
- （2） 建築物等の権利者及び当該建築物等の存する土地の権利者の一覧表
- （3） 建築物等の位置を示す図書
- （4） 建築物等及び当該建築物等の周辺の状況を示す写真
- （5） 周辺住民等の総数の根拠を示す図書

- (6) その他知事が必要と認めるもの
(周辺住民等が複数ある場合の要請)

第8条 条例第4条第2項の規則で定める数は、周辺住民等の総数の3分の1とする。

(景観支障状態の調査)

第9条 条例第5条第2項の規定による調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 破損、腐食等の状態に関する事項
- (2) 周辺の良好な景観との調和に関する事項
- (3) 歴史上又は学術上の価値に関する事項
- (4) その他知事が必要と認める事項

(身分証明書)

第10条 条例第7条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記第4号様式によるものとする。

(受益者負担)

第11条 条例附則第4項に規定する条例附則第3項の規定による命令に基づく景観支障除去措置により著しく利益を受ける者が負担する損失補償の費用の額は、当該景観支障除去措置によって、当該景観支障除去措置に係る建築物等の存する土地の価額が上昇する場合におけるその上昇する価額を限度とする。

2 条例附則第3項の規定による命令を受けた建築物所有者等と条例附則第4項の著しく利益を受ける者が同一の場合は、条例附則第3項の規定に基づき補償する価額は、前項の損失補償の費用の額と相殺するものとする。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成〇〇年〇〇月〇〇日規則第〇〇号)

この規則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

景観支障除去措置に係る要請書

年 月 日

和歌山県知事 様

要請者（代表）住 所

氏 名

印

連絡先

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、その名称及び代表者の氏名 〕

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例第4条第1項の規定に基づき、景観支障状態となっている建築物等について景観支障除去措置をとらせるよう次のとおり、(別添要請者一覧表に掲げる者と共同で) 要請します。

建築物等の所在地							
建築物所有者等の氏名及び住所							
建築物等の概要		従前の用途		築年数			
		構造・規模		使用していない期間			
要請者の総数	居住者		(合計)	周辺住民等の総数	居住者		(合計)
	土地所有者等 (居住者を除く。)				土地所有者等 (居住者を除く。)		
建築物等の破損、腐食等の状態							
周辺の良好な景観に対して不調和である状態							

<p>建築物等の維持保全 の状況</p>	
--------------------------	--

(以下任意記載)

<p>景観支障状態に至 った背景、経緯そ の他の参考となる 事項</p>	
<p>景観支障除去措置 後の土地の活用や 維持保全に関する 提案等</p>	

添付書類

<p>○建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則第7条第1項各号に定める添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 要請者一覧表 (別記第2号様式及び別記第3号様式) (2) 建築物等の権利者及び当該建築物等の存する土地の権利者の一覧表 (3) 建築物等の位置を示す図書 (4) 建築物等及び当該建築物等の周辺の状況を示す写真 (5) 周辺住民等の総数の根拠を示す図書 (6) その他知事が必要と認めるもの
--

別記第4号様式(第10条関係)

(表面)

身分証明書	第 号
	所 属
	職 名
	氏 名
	生年月日
<p>上記の者は、建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例第7条第2項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。</p>	
年 月 日	
和歌山県知事	印

85mm

54mm

(裏面)

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例 (抜粋)

(報告及び立入調査)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による勧告又は前条第1項の規定による命令を行うため必要な限度において、建築物所有者等に対し、当該建築物等について報告を求め、又はその職員に当該建築物等若しくはその存する土地に立ち入り、その状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。